

虐待防止のための指針

虐待防止に関する基本的な考え方

障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

虐待防止のための委員会に関する基本方針

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待の発生防止に努める観点から、虐待防止委員会を設置する。

(2) 目的

- 1.虐待の防止のための指針の整備
- 2.虐待の防止のための職員研修の計画、実施
- 3.虐待が疑われる事案についての職員が相談・報告できる体制整備
- 4.職員が虐待等を把握した場合、市の担当課等への通報が迅速かつ適切に行われるための窓口
- 5.虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策の検討
- 6.再発の防止策を講じた際のその効果についての検証

(3) 委員会の構成員

各事業所の職員から1名以上代表者が参加し、その中から委員会の委員長を選出する。委員長は、委員のうち、事業所の児童発達支援管理責任者を担っている者の中から選出する。

その他に代表取締役、顧問、マネージャー、公認心理師も委員会の構成員とする。

必要に応じて、川口市役所の障害福祉課、地区の基幹相談支援事業所等の助言を仰ぐ。

(4) 委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね4か月に1回以上の定期会議、必要時に臨時会議を開催する。結果については、職員等に周知する。

虐待防止のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するため職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修の実施(年1回以上)
- (2) 新規採用者に対する虐待防止研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

施設内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市担当課等に通報するとともにその要因の除去に努める。また、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

虐待等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、委員が緊急に当該案件の分析及び検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとする。

虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当事業所内で利用者等が自由に閲覧できる形で事業所に備え付けるとともに、ホームページへの掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

要支援児童等への適切な支援を図ることを目的に、市担当課等の各関係機関と連携を取り、虐待の発生又はその再発を防止します。

また、当該指針は、委員会において定期的に見直しを実施し、必要な改正等を行います。

(附則)

令和5年11月1日制定